# 帳簿の備付け等について

## １、帳簿備付けの義務

〔条例第１６条第１項、規則第２５条第１項〕

屋外保管許可事業者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、許可に係る屋外保管事業場ごとに、次の「２、記載事項及び帳簿の管理」のとおりに帳簿を作成するとともに、取引の日から５年間これを保存し、かつ、当該屋外保管事業場（当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該屋外保管許可事業者の最寄りの事務所等）に備え置かなければなりません。

## ２、記載事項及び帳簿の管理

〔条例第１６条第１項、規則第２５条第２項〕

帳簿には、次の事項を記載します。

(1)　再生資源物の取引の年月日及び取引先
(2)　再生資源物の品目及び数量

上記(1)、(2)の外、必要に応じて次の事項を記載します。

(3)　屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の品目及び数量
(4)　火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量

また、帳簿の管理は次のように行います。

| | |
|---|---|
| 備 付 け | 許可に係る屋外保管事業場※ごとに備える。 |
| 作成時期 | 前月の事項について、毎月末までに記載する。 |
| 保存期間 | 取引の日から５年間、事業場ごとに保存する。 |

※当該屋外保管事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該屋外保管許可事業者の最寄りの事務所等

## ３、帳簿の作成例

〔条例第１６条第１項、規則第２５条第２項〕

帳簿を作成するにあたっては、様式は定めておりません。ここでは、参考として本市が推奨する作成例を例示します。

帳簿（令和〇年）

《受入》　　令和〇年〇月分

| 取引年月日 | 取引先 | 品目 | 数量（kg） | 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の品目及び数量 | 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 〇.〇.〇 | A社 | 鉄スクラップ | 300 | ― | ― |
| 〇.〇.〇 | B社 | バッテリー | 100 | 廃液（電解液）0.1ℓ | ― |
| 〇.〇.〇 | C社 | 受電トランス | 300 | 廃油（絶縁油）0.1ℓ | ― |
| 〇.〇.〇 | D社 | バッテリー | 150 | ― | リチウム電池10個 |
| | | | | | … |
| | | | | | … |
| | | | | | … |
| … | … | … | … | … | … |
| 令和〇年〇月　合計 | | | 〇〇 | | |

再生資源物を受け入れた年月日を記載すること。

複数ある場合は全て記載すること。

再生資源物の品目ごとに記載すること。

複数の受け入れ先がある場合には受け入れ先ごとに記載すること。なお、計量単位は重量に統一することが望ましい。

帳簿（令和〇年）

《搬出》　　令和〇年〇月分

| 搬出年月日 | 搬出先 | 品目 | 数量（kg） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 〇.〇.〇 | E 社 | 鉄スクラップ | 800 | |
| 〇.〇.〇 | F 社 | 雑品スクラップ | 900 | |
| … | … | … | … | |
| … | … | … | … | |
| 令和〇年〇月　合計 | | | 〇〇 | |

再生資源物を搬出した年月日を記載すること。

複数ある場合は貨物ごとに全ての搬出先を記載すること。

再生資源物を含む貨物について搬出品目を記載すること。

再生資源物の搬出量を記載すること。

備考

〔条例第１６条第２項〕

帳簿は、「２、記載事項及び帳簿の管理」の事項が記載された代金の領収書で代えることができます。